

ふじさん工業用水道事業  
新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）  
入札説明書

令和6年（2024年）1月

一部変更：令和6年（2024年）5月

静岡県企業局

## 目 次

I.	募集の概要	1
1.	事業名称	1
2.	本事業に供される公共施設等の種類	1
3.	公共施設等の管理者	1
4.	担当部署	1
5.	入札公告書類	1
6.	本事業の背景・目的	1
7.	本事業の基本方針	2
8.	用語の定義	3
II.	本事業の概要	5
1.	本事業の事業内容	5
2.	事業方式等	5
3.	事業期間	6
4.	対価等の支払い	7
5.	提案不履行時のペナルティ	10
6.	予定価格	10
7.	特別目的会社に関する取り扱い	10
8.	その他	10
III.	入札参加者の参加資格要件等	12
1.	入札参加者の参加資格要件	12
2.	提出書類の取り扱い	18
IV.	民間事業者の募集及び選定に関する事項	20
1.	落札者の選定方法	20
2.	落札者の選定スケジュール	20
3.	審査及び選定手続	21
V.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	27
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項	27
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	27
3.	その他の協力に関する事項	27
VI.	その他	28
1.	使用言語、通貨	28
2.	入札参加に伴う費用の負担	28
3.	情報提供	28
VII.	Summary	29

**【添付書類等】**

様式 1 守秘義務対象開示資料提供申込書  
別紙 1 本事業対象施設等

## I. 募集の概要

### 1. 事業名称

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）（以下、「本事業」という。）

### 2. 本事業に供される公共施設等の種類

ふじさん工業用水道並びにこれに附帯する施設

### 3. 公共施設等の管理者

静岡県公営企業管理者 企業局長 木野 雅弘

### 4. 担当部署

静岡県企業局経営課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話番号：054-221-2161 FAX：054-251-5381

E-mail：kigyou\_keiei@pref.shizuoka.lg.jp

### 5. 入札公告書類

公告と同時に新たに開示する資料は、以下のとおり（①から⑨を総称して、以下「入札公告書類」という。）。

- ① 入札説明書
- ② 要求水準書
- ③ 落札者決定基準
- ④ 様式集及び提出書類作成要領
- ⑤ 基本契約書（案）
- ⑥ 設計・施工請負契約書（案）
- ⑦ 長期包括運営委託契約書（案）
- ⑧ モニタリング基本計画書
- ⑨ 開示資料

### 6. 本事業の背景・目的

静岡県内において、高度成長期に地下水の汲み上げ増加に伴う地下水位の低下、地下水への海水の混入といった問題が生じたことより、静岡県では昭和30年代から工業用水道事業を開始した。本事業の対象となるふじさん工業用水道事業は当初、旧富士川工業用水道事業及び旧東駿河湾工業用水道事業の2事業として供用されてきたが、大口ユーザーの利用廃止により、旧富士川工業用水道事業の水需要が大幅に減少したことから、維持管

理費削減のため、令和4年4月より、将来的な水運用の変更も視野に入れて事業統合し、現在はふじさん工業用水道事業として運営している。また、ふじさん工業用水道事業は静岡県内の6つの工業用水道事業の中でも最も給水能力が高い事業（現有給水能力：1,007,100m<sup>3</sup>/日）であり、静岡県内の産業活動を支える産業インフラとして現在も重要な役割を担っている。

しかしながら、施設・管路の老朽化が進み、今後莫大な更新整備費が見込まれている。また、近年の激甚化する自然災害は水源となる河川の濁度の上昇頻度を高め、技術職員の業務量や薬品使用量、浄水発生土の処分費が増加する等、施設運営に影響を与えており、良質な工業用水の安定的な供給を前提とする運転・維持管理費削減のさらなる徹底が求められている。さらに、将来的には、産業構造の変化や企業の移転、生産規模の縮小、水源転換等に伴い減少していくことが予想される配水量に応じた施設規模の適正化も求められている。

これらの課題を解決するため、静岡県企業局（以下、「県」という。）は、DB（Design Build）＋包括的民間委託方式の官民連携を導入することで、水質の良い芝川水源を最大限有効利用するための水運用の変更に係る新ポンプ場等の設計・施工と新ポンプ場及び浄水場等既存施設の運転・維持管理を一体的に実施し、民間の創意工夫に富んだ経営ノウハウを取り入れ、持続的なふじさん工業用水道事業の経営に資することを期待するものである。

## 7. 本事業の基本方針

県、工事請負事業者並びに運転・維持管理事業者（以下、工事請負事業者、運転・維持管理事業者を個別に又は総称して「事業者」という。）が、互いに協力して本事業を実施することを本事業の基本的な考え方とする。その考え方の下で、県は、民間の持つ経営ノウハウ及び技術ノウハウを活用し、事業者が効率的かつ効果的に本事業を実施することのできる環境を整備する。また、事業者は、前項の目的を達成するため、以下の基本方針に基づき本事業を実施するものとする。

### (1) 民間ノウハウを活用した運転・維持管理に係る経費の削減

ふじさん工業用水道事業を取り巻く厳しい経営環境に対応するため、民間ならではの創意工夫の最大化と業務の効率化・合理化に積極的に取り組み、ふじさん工業用水道事業の収支を改善する。

### (2) 計画的かつ長期的視点に立った新ポンプ場等の設計・施工及び次期の長期更新計画の策定

ふじさん工業用水道の長期かつ継続的な事業運営を行うために、新ポンプ場等の設計・施工及び次期の長期更新計画の策定において、物価の高騰や都市化の進展等に伴う工事の複雑化に対応した発注方法・工事方法、運転・維持管理の作業効率までのトータ

ルで最適となる更新整備、適切な修繕による長寿命化、将来の配水量の変化や本事業終了後の更新整備時に柔軟な対応が可能な工法の導入等に取り組むことにより、更新整備費の削減のみならず、将来にわたり水需要や社会経済状況の変化に柔軟に対応した更新整備等を実現する。

(3) 技術ノウハウを有する人材の確保と定着

良質な工業用水道の安定的な供給を維持できるよう、技術職員をはじめ不足する県人員を補完する体制を構築する。なお、本事業開始以降も県職員が本事業を適切にモニタリングし、また、災害発生時にはこれまでと同様に迅速な対応が取れるよう、県職員への民間の経営ノウハウや技術ノウハウの移転を図る。

8. 用語の定義

本入札説明書（以下、「本書」という。）で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
県	静岡県企業局をいう。
本事業	ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）をいう。
本書	本入札説明書をいう。
要求水準書	本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。
入札公告書類	入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本契約書（案）、設計・施工請負契約書（案）、長期包括運営委託契約書（案）、モニタリング基本計画書、開示資料を個別に又は総称していう。
入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は複数の構成企業で構成された企業グループをいう。
代表企業（入札手続）	入札参加者のうち、本事業の入札手続を行う企業をいう。
代表企業（設計・施工業務）	構成企業のうち、設計・施工業務において代表的な役割を担う企業をいう。
代表企業（運転・維持管理業務）	構成企業のうち、運転・維持管理業務において代表的な役割を担う企業をいう。
事業者	工事請負事業者、運転・維持管理事業者を個別に又は総称していう。
工事請負事業者	設計・施工業務を行う事業者をいう。
運転・維持管理事業者	運転・維持管理業務を行う事業者をいう。

用語	定義
特別目的会社	本事業の運転・維持管理業務の実施のみを目的に設立される会社をいう。
構成企業	入札参加者のうち、県と基本契約を締結する企業をいう。
協力企業	工事請負事業者又は運転・維持管理事業者から業務を直接請負又は受託することを予定している企業をいう。
設計・施工業務	新ポンプ場等の設計・施工業務をいう。
運転・維持管理業務	新ポンプ場及び既設浄水場等の運転・維持管理業務（長期更新計画策定を含む。）をいう。
事業契約	基本契約、設計・施工請負契約、長期包括運営委託契約を個別に又は総称していう。
基本契約	県と構成企業の間で締結され、設計・施工請負契約、長期包括運営委託契約に共通して適用される事項を定めた契約をいう。
設計・施工請負契約	県と工事請負事業者の間で締結される新ポンプ場等の設計・施工に係る請負契約をいう。
長期包括運営委託契約	県と運転・維持管理事業者の間で締結される新ポンプ場及び既設浄水場等の運転・維持管理（長期更新計画策定を含む。）に係る業務委託契約をいう。
本事業対象施設	設計・施工業務の対象施設及び運転・維持管理業務の対象施設を個別に又は総称していう。
新ポンプ場等	設計・施工業務の対象施設である新ポンプ場及び導水管連絡管をいう。

## II. 本事業の概要

### 1. 本事業の事業内容

#### (1) 本事業対象施設

本事業対象施設は、ふじさん工業用水道並びにこれに附帯する施設である。その大要は別紙1に示す。なお、富士山南麓土地改良区（以下、「土地改良区」という。）との共有・共用施設については本事業対象施設に含むものとし、土地改良区の専有・専用施設については要求水準書で明示的に示す場合を除き、本事業対象施設には含まないものとする。

#### (2) 対象業務

事業者が行う業務は以下のとおりとし、その詳細は要求水準書に定めるとおりとする。

##### ① 設計・施工業務

- ア 設計業務
- イ 施工業務
- ウ 試運転

##### ② 運転・維持管理業務

- ア 運転管理（監視・操作・その他）
- イ 水質管理
- ウ 保守点検
- エ 修繕
- オ 保全管理
- カ 計測
- キ 危機管理
- ク 臨機の措置
- ケ 環境整備
- コ 物品その他調達・管理（電力・薬品を除く。）
- サ 見学者対応
- シ 長期更新計画策定

### 2. 事業方式等

#### (1) 事業方式

本事業は、新ポンプ場等に係る設計・施工業務及び本事業対象施設に係る運転・維持管理業務を行う、DB（Design Build）＋包括的民間委託方式とする。

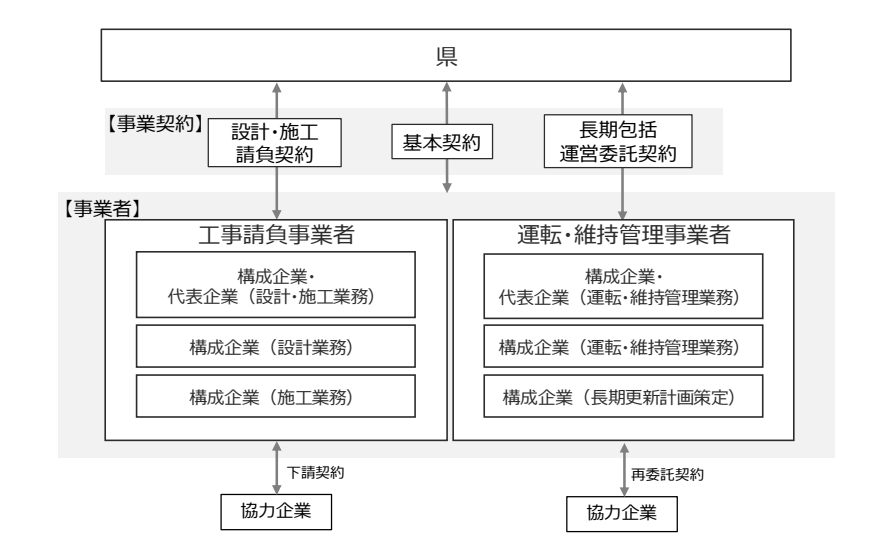
#### (2) 契約の構造

県と構成企業（複数企業の場合には連名）との間で基本契約を締結する。基本契約に基



づき、県と工事請負事業者（単体又は共同企業体）との間で設計・施工請負契約を、県と  
 運転・維持管理事業者（単体又は共同企業体）との間で長期包括運営委託契約を締結する。  
 なお、落札者が特別目的会社を設立し、当該特別目的会社が運転・維持管理事業者となる  
 ことを認める。

図：契約構造図



### 3. 事業期間

#### (1) 事業期間

本事業開始日は令和6年8月下旬を予定している。なお、事業年度とは毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

なお、本事業開始日以降、入札参加者が提案した日から令和7年3月31日までの期間は運転・維持管理事業者が運転・維持管理業務を行うための準備期間（県及び県が別途指定する者からの引継期間）とする。

項目	期間
事業期間（予定）	令和6年8月下旬～令和13年3月31日
設計・施工業務期間（予定）	令和6年8月下旬～令和11年3月31日
運転・維持管理業務期間（予定）	令和7年4月1日～令和13年3月31日 （新ポンプ場等の運転・維持管理業務期間は 令和11年4月1日～令和13年3月31日）

#### (2) 運転・維持管理業務期間の延長

運転・維持管理業務期間については原則延長を行わない。ただし、その延長を必要とする事由が生じた場合に限り、県は、期間の延長を申し出ることができる。

県と運転・維持管理事業者が協議により合意した場合には、当該合意した期間を延長することができる。

(3) 運転・維持管理業務期間終了時の取り扱い

① 本事業対象施設の引き渡し

運転・維持管理事業者は、運転・維持管理業務の終了日に、本事業対象施設を県に引き渡さなければならない。

② 業務の引継ぎ

運転・維持管理事業者は、本事業が円滑に継続されるよう、運転・維持管理業務期間内に県への業務の引継ぎ又は県の指定する者に対して県が実施する業務の引継ぎへの協力を行わなければならない。なお、引継ぎに要する費用については、運転・維持管理事業者の負担とする。

③ 運転・維持管理事業者解散後の事業者間の責任分担

運転・維持管理業務期間終了後に県の承諾の下、運転・維持管理事業者としての共同企業体又は特別目的会社を解散する場合には、代表企業（運転・維持管理業務）がその責任を継承する。

4. 対価等の支払い

(1) 設計・施工請負代金の支払い

設計・施工請負代金は設計費及び工事費から構成される。設計・施工請負代金の主要な支払い条件は以下のとおりとし、詳細は設計・施工請負契約に定める。

① 設計費

工事請負事業者は、設計費に係る前払金の支払いを県に請求することができない。

工事請負事業者は、詳細設計着手前に基本設計報告書を県に提出する。なお、基本設計報告書の検査完了時に設計費の支払いを県に請求することはできない。

工事請負事業者は、施工着手前に詳細設計報告書を県に提出するものとし、詳細設計報告書の引き渡し部分検査に合格したときは、設計費の10分の9の額の支払いを県に請求することができる。県は、当該請求を受けた日から14日以内に当該支払いを行う。

工事請負事業者は、施工の進捗に応じて詳細設計報告書の変更が見込まれない段階で最終的な詳細設計図書を提出するものとし、詳細設計報告書の完了検査に合格したときは、設計費の10分の1の額の支払いを県に請求することができる。県は、当該請求を受けた日から40日以内に当該支払いを行う。

## ② 工事費

工事請負事業者は、保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を県に寄託して、設計・施工請負契約に定める当該会計年度の工事費に係る出来高予定額の10分の4以内（ただし、当該会計年度の支払限度額以内に限る。）の額の前払金の支払いを県に請求することができる。

工事請負事業者は、前払金の支払いを受けた後、当該前払金に追加して行う中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を県に寄託して設計・施工請負契約に定める当該会計年度の工事費に係る出来高予定額の10分の2以内（ただし、当該会計年度の支払限度額以内に限る。）の額の中間前払金の支払いを県に請求することができる。県は、前払金又は中間前払金の請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払う。工事請負事業者は、工事の完成前に、出来形部分に相応する設計・施工請負代金相当額のうち、設計・施工請負契約に定める当該会計年度の工事費に係る出来高予定額の10分の9以内の額（ただし、当該会計年度の支払限度額以内に限る。）について、部分払を請求することができる。この請求は一会計年度につき1回までとする。県は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払う。

工事請負事業者は、工事が完成し検査に合格したときは、工事費の残額の支払いを請求することができる。県は、請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に当該支払いを行う。

## (2) サービス対価の支払い

### ① サービス対価A

サービス対価Aは新ポンプ場稼働前の令和7年度から令和10年度、及び新ポンプ場稼働後の令和11年度から令和12年度のそれぞれの期間内では均等額とする。

運転維持管理事業者は、セルフモニタリング実施報告書（四半期）について県の承認を得た後、当該セルフモニタリング実施報告書（四半期）に基づく当該四半期のサービス対価Aに係る請求書を県へ提出することができる。県は、請求書を受領した日から30日以内に、サービス対価Aを支払う。

### ② サービス対価B

サービス対価Bは令和12年度に一括で支払いを行う。

運転維持管理事業者は、長期更新計画について県の承認を得た後、サービス対価Bに係る請求書を県へ提出することができる。県は、請求書を受領した日から30日以内に、サービス対価Bを支払う。

### ③ サービス対価C

運転維持管理事業者は、セルフモニタリング実施報告書（四半期）について県の承認を得た後、当該セルフモニタリング実施報告書（四半期）に基づく当該四半期のサ

サービス対価Cに係る請求書を県へ提出することができる。県は、請求書を受領した日から 30 日以内に、サービス対価Cを支払う。

④ サービス対価の内訳

サービス対価の内訳は下表のとおり。

表：サービス対価の内訳

費目	内訳	詳細
サービス対価A	人件費	総括責任者、運転管理員、保守点検員等、本事業で配置する人員に係る費用（修繕費の発注に必要な人員に係る費用を含む。）
	ユーティリティ費	車両の燃料費等のユーティリティ費
	備消耗品費	運転管理、点検等の実施にあたり必要な備消耗品費
	委託費	清掃費等の協力企業等に発注予定の委託費
	保険料	運転・維持管理事業者が本事業の実施にあたり加入する保険料
	その他諸経費等	上記のいずれにも該当しないその他諸経費等
サービス対価B	長期更新計画策定費	長期更新計画策定に必要な人件費等
サービス対価C	修繕費（定期修繕）	本事業対象施設の定期修繕費
	修繕費（軽微な修繕・突発的故障修繕）	本事業対象施設の軽微な修繕費及び突発的故障修繕費

※次の費用はサービス対価Aのうち、ユーティリティ費として計上が必要なことに留意すること。なお、実施方針公表時にサービス対価Aのユーティリティ費に含むとしていた新ポンプ場の非常時・点検時に使用する燃料については、要求水準書に従い工事請負事業者が調達するものを除き、県がA重油を調達することとするため、ユーティリティ費としての計上は不要とする。

- ・運転・維持管理事業者が富士川浄水場に執務室を設置する場合の執務室の電気代
- ・運転・維持管理事業者が電気自動車を使用する場合の電気代
- ・滝戸監視所、芝川監視所において給湯用にプロパンガスを使用する場合の燃料代

※静岡県富士川浄水場、厚原浄水場及び蒲原取水場の執務室について、県の執務に支障を来さない限りにおいて認める。なお、入札参加者が使用を希望する場合には現地調査時に必要なスペースを確認の上、技術対話時に使用可否について県と協議の上、決定する。

## 5. 提案不履行時のペナルティ

工事請負事業者の責に帰すべき事由により、本事業の落札者決定のための提案審査に必要な書類（以下「提案書類」という。）に記載した設計・施工業務に係る提案事項が不履行となった場合、静岡県交通基盤局の「交通基盤部土木関係総合評価落札方式（工事）活用ガイドライン」に準じて下記の算定式により算定した金額を工事請負事業者から徴収する。徴収方法等の詳細は設計・施工請負契約に定める。

なお、運転・維持管理業務に係る提案事項が不履行となった場合の措置は、モニタリング基本計画書に従うものとする。

設計・施工請負代金額×1/100×（工事請負事業者が本事業の技術審査時に付与された当該評価項目（小項目）の技術審査点－不履行となった事項の提案がなければ工事請負事業者が本事業の技術審査時に本来付与されるはずであった当該評価項目（小項目）の技術審査点）÷80\*

※落札者決定基準の技術審査項目における「大項目：事業の実施方針（8点）」、「大項目：事業実施体制／中項目：全体の実施体制（4点）」、「大項目：事業実施体制／中項目：新ポンプ場等の設計・施工業務の実施体制（12点）」及び「大項目：新ポンプ場等の設計・施工業務（56点）」に係る技術審査点の配点の合計

## 6. 予定価格

本事業の予定価格は非公表とする。入札参加者の入札価格が予定価格（設計・施工請負代金額及びサービス対価の総額）を超過した場合には失格とする。また、設計・施工請負代金額及びサービス対価のそれぞれについて定める予定価格を超過した場合にも同様とする。

## 7. 特別目的会社に関する取り扱い

特別目的会社を設立する場合、特別目的会社は、議決権付株式を発行することができる。なお、議決権付株式に係る新株予約権は議決権付株式とみなす。

特別目的会社は、議決権付株式を発行する場合、事前に県の承認を得るものとする。また、議決権付株式を保有する者（以下「議決権付株主」という。）は構成企業に限る。

## 8. その他

県は、本事業とは別に、県が運営する静岡工業用水道事業の一部施設の休日夜間の施設管理業務（以下、本項において「当該業務」という。）について、令和7年4月1日から令和13年3月31日の間、本事業の運転・維持管理事業者に単独特命随意契約にて委託する可能性がある。

本事業の入札参加者は、開示資料として開示済みの仕様書（案）を踏まえて、「様式集及び提出書類作成要領」に従い、提案書類（参加表明書等を除く。）の提出時に参考見積書を提出すること。また、当該業務の受託を希望しない場合には、提案書類（参加表明書等を除く。）を提出しない。

く。) 提出時にその旨を表明すること。なお、参考見積書や当該業務の受託希望有無が本事業の落札者決定に影響するものではないが、県としては、本事業と併せた受託による効率化に期待していることに留意すること。

### III. 入札参加者の参加資格要件等

#### 1. 入札参加者の参加資格要件

##### (1) 入札参加者の構成

- ① 入札参加者は、構成企業から構成されるものとする。
- ② 入札参加者は設計・施工業務を行う構成企業の中から1者を代表企業（設計・施工業務）として、また、運転・維持管理業務を行う構成企業の中から1者を代表企業（運転・維持管理業務）として定めることとする。代表企業（設計・施工業務）と代表企業（運転・維持管理業務）が同一企業又は異なる企業であっても差し支えない。
- ③ 入札参加者は代表企業（設計・施工業務）又は代表企業（運転・維持管理業務）のうち1者を代表企業（入札手続）として定め、当該企業が入札への参加手続を行うこととする。
- ④ 入札参加者は新ポンプ場等の設計業務、同じく施工業務、新ポンプ場及び既設浄水場等の運転・維持管理業務、長期更新計画策定を行う企業をそれぞれ構成企業として定めることとする。
- ⑤ 特別目的会社を設立する場合、構成企業が、本事業の運転・維持管理業務に係る特別目的会社の議決権株式（Ⅱ.7.に定める議決権付株式をいう。以下同じ。）の全てを保有するものとする。なお、新ポンプ場及び既設浄水場等の運転・維持管理業務を行う企業については議決権株式の保有は必須とし、新ポンプ場等の設計業務、同じく施工業務、長期更新計画策定を行う企業については議決権株式の保有は任意とする。
- ⑥ 長期更新計画策定は、長期包括運営委託契約に基づく運転・維持管理業務の一環として実施するものとし、新ポンプ場及び既設浄水場等の運転・維持管理業務を行う構成企業に加えて、後述の「運転・維持管理業務のうち長期更新計画策定を行う者の要件」を満たす構成企業も参加することとする。
- ⑦ 入札参加者は、本事業の入札への参加に際して、構成企業のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を、「様式集及び提出書類作成要領」に従い、明らかにするものとする。
- ⑧ 構成企業の変更（追加、交代、脱退を含む。）は原則認めない（構成企業が参加資格確認基準日以降に参加資格要件を満たさなくなった場合にも原則変更は認めない。）。ただし、特段の事情があると県が認めた場合は、この限りでない。
- ⑨ 構成企業のいずれかが、他の入札参加者となることは認めない。
- ⑩ 同一入札参加者が複数の提案を行うことはできない。

##### (2) 入札参加者に共通の参加資格

入札参加者は、以下の各号の要件全てを満たしていなければならないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

であること。

- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ③ 静岡県暴力団排除条例第 6 条第 1 項の規定により、次のアからキに該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- ④ 参加表明書等及び参加資格確認書類提出期限の日から落札者の決定までの期間に、県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）又は静岡県における庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けている者でないこと。
- ⑤ 入札参加者は、県が発注した本事業のアドバイザー業務の受託者及びその協力会社である、株式会社日本総合研究所、株式会社 N J S、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業並びにこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑥ 入札参加者は、IV. 3. (1) に示す「ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）事業者選定委員会」の委員が属する企業又は当該企業と資本若しくは人事等において一定の関係のある者でないこと。
- ⑦ 上記⑤及び⑥に定める者を本事業の入札への参加に関連するアドバイザーに起用していないこと。



### (3) 入札参加者に求められる要件

入札参加者は、以下の各号の要件全てを満たしていなければならないものとする。ただし、全ての要件を同一の者が有することを求めるものではない。

なお、企業に関する実績は参加表明書等受付時に実績を証明する書類の提出を求める。他方、技術士等個人については参加表明書等受付時には個人名の特定は不要とし、提案書類（参加表明書等を除く。）の提出時に特定及び実績等を証明する書類の提出を求めるものとする。なお、個人の要件の充足者として提案書類で提案された資格者については、提案書類提出以降、運転・維持管理業務の開始日まで（ただし、長期更新計画策定の技術者については、運転・維持管理事業者が提案書類において長期更新計画策定開始予定日として提案した日まで。）の変更は認めない。運転・維持管理業務の開始日以降の変更については長期包括運営委託契約の規定に従うものとする。

#### ① 新ポンプ場等の設計業務を行う者の要件

##### ア 企業の要件

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号、以下同じ。）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。なお、本業務を行う構成企業のうちいずれか 1 者が満たせば良いものとする。
- (イ) 静岡県の建設関連業務委託に係る入札参加資格名簿において、「土木関係建設コンサルタント（上水道及び工業用水、下水道）」及び「建築関係建設コンサルタント」の入札参加資格を有する者であること。なお、本業務を行う構成企業のうち上記（ア）を満たすいずれか 1 者が満たせば良いものとする。
- (ウ) 国、地方公共団体、地方共同法人又は特殊法人等（以下、「官公庁等」という。）が発注する案件において水道事業等（水道事業及び水道用水供給事業、以下同じ。）、工業用水道事業若しくは下水道事業におけるポンプ場、又は上水道施設、工業用水道施設若しくは下水道施設におけるポンプ設備の元請又は共同企業体の一員としての設計実績があること。実績は、設計・施工分離発注型の請負事業においては平成 20 年度以降に設計完了したものに限り、設計・施工一括発注型の請負事業においては平成 20 年度以降に完工したものに限る。また、P F I 事業においては民間事業者が設立した特別目的会社から元請又は共同企業体の構成企業として受託した実績も認める。なお、本業務を行う構成企業のうち上記（ア）及び（イ）を満たすいずれか 1 者が満たせば良いものとする。
- (エ) 官公庁等が発注する案件において水道事業等、工業用水道事業若しくは下水道事業における口径 400mm 以上の管路の元請又は共同企業体の一員としての設計実績があること。実績は、設計・施工分離発注型の請負事業においては平成 20 年度以降に設計完了したものに限り、設計・施工一括発注

型の請負事業においては平成 20 年度以降に完工したものに限る。また、P F I 事業においては民間事業者が設立した特別目的会社から元請又は共同企業体の構成企業として受託した実績も認める。なお、本業務を行う構成企業のうち上記（ア）～（ウ）を満たすいずれか 1 者が満たせば良いものとする。

#### イ 個人の要件

- （ア） 上記企業の要件の（ア）～（エ）の参加資格要件を満たす構成企業と 3 か月以上の雇用関係を有し、上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とする。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」とする。）の資格を有する技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号、以下同じ。）に定めるものをいう。以下同じ。）を設計業務における管理技術者として配置できること。
- （イ） 上記企業の要件の（ア）～（エ）の参加資格要件を満たす構成企業と 3 か月以上の雇用関係を有し、上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とする。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」とする。）の資格を有する技術士を設計業務における照査技術者として配置できること。なお、管理技術者との兼務は認めない。

#### ② 新ポンプ場等の施工業務を行う者の要件

##### ア 企業の要件

- （ア） 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく土木一式工事、建築一式工事、電気工事、機械器具設置工事に係る特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。なお、本業務において該当の工種に係る工事を行う全ての構成企業が該当の工種に係る要件を満たさなければならない。
- （イ） 静岡県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事（A 等級）、建築一式工事（A 等級）、電気工事（A 等級）、機械器具設置工事に係る認定を受けた者であること。なお、本業務において該当の工種に係る工事を行う構成企業のうち上記（ア）を満たすいずれか 1 者が該当の工種に係る要件を満たせば良いものとする。
- （ウ） 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、機械器具設置工事に係る経営事項審査結果の総合評定値がそれぞれ 1,000 点以上であること。なお、本業務において該当の工種に係る工事を行う構成企業のうち上記（ア）及び（イ）を満たすいずれか 1 者が該当の工種に係る要件を満たせば良いものとする。
- （エ） 官公庁等が発注する案件において水道事業等、工業用水道事業若しくは下

水道事業におけるポンプ場、又は上水道施設、工業用水道施設若しくは下水道施設におけるポンプ設備の元請又は共同企業体の一員として建設実績があること。実績は、平成 20 年度以降に完工したものに限る。また、P F I 事業においては民間事業者が設立した特別目的会社から元請又は共同企業体の構成企業として請け負った実績も認める。なお、本業務において該当の工種に係る工事を行う構成企業のうち上記企業の要件の（ア）～（ウ）を満たすいずれか 1 者が該当の工種に係る要件を満たせば良いものとする。

ア) 土木一式工事、建築一式工事については、ポンプ設備の台数増設を伴わない増設工事及び改築工事の実績は認めない。

イ) 電気工事、機械器具設置工事については、補修工事及び修繕工事の実績は認めない。官公庁等が発注する電気工事、機械器具設置工事において、実績等を証明する書類に記載された名称に「電気工事」、「機械器具設置工事」の記載がない場合であっても、当該工種の工事を含むことが明らかな場合には当該工種に係る実績として認める。

(オ) 官公庁等が発注する案件において水道事業等、工業用水道事業若しくは下水道事業における口径 400mm 以上の管路工事において、元請又は共同企業体の一員として建設実績があること。実績は、平成 20 年度以降に完工したものに限る。また、P F I 事業においては民間事業者が設立した特別目的会社から元請又は共同企業体の構成企業として請け負った実績も認める。なお、本業務における土木一式工事を行う構成企業のうち上記企業の要件の（ア）～（ウ）を満たすいずれか 1 者が該当の工種に係る要件を満たせば良いものとする。

#### イ 個人の要件

(ア) 構成企業と 3 か月以上の雇用関係を有する者を施工業務における主任技術者又は監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者として専任で配置できること。ただし、工事現場が不稼働であることが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間は、必ずしも専任を要さない。また、当該期間に配置する者と施工期間に配置する者は適切な業務の履行に支障のない限り、同一の者でなくても良い。

### ③ 運転・維持管理業務を行う者の要件

#### ア 企業の要件

(ア) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格の設備保守管理（営業種目 4）のうち、受変電設備（細目 10）及び給排水設備（水処理施設を含む。）（細目 23）を有している者であること。なお、本業務を行う構成企

業のうちいずれか1者が満たせば良いものとする。

- (イ) 官公庁等が発注する案件において水道事業等又は工業用水道事業における公称施設能力日量 10,000 m<sup>3</sup>以上の能力を有する浄水場の運転・維持管理業務を元請として平成 20 年度以降に連続する 3 年間以上担った実績を有すること。P F I 事業等においては民間事業者が設立した特別目的会社に議決権付最大出資した実績も認める。なお、新ポンプ場及び既設浄水場のポンプ設備を除く本事業対象施設を対象に本業務を行う構成企業のうち上記 (ア) を満たすいずれか1者が満たせば良いものとする。
- (ウ) 官公庁等が発注する案件において水道事業等、工業用水道事業若しくは下水道事業における高圧かつ巻線型の電動機を有するポンプ場、又はポンプ設備を有する上水道施設、工業用水道施設若しくは下水道施設における高圧かつ巻線型の電動機の運転・維持管理業務を元請として平成 20 年度以降に連続する 3 年間以上担った実績を有すること。P F I 事業等においては民間事業者が設立した特別目的会社に議決権付最大出資した実績も認める。なお、新ポンプ場及び既設浄水場のポンプ設備を対象に本業務を行う構成企業のうち上記 (ア) を満たすいずれか1者が満たせば良いものとする。

#### イ 個人の要件

- (ア) 次のア) 又はイ) のいずれかの資格を保有し、かつ水道事業等又は工業用水道事業における公称施設能力日量 10,000 m<sup>3</sup>以上の能力を有する浄水場の運転・維持管理の実務経験 3 年以上の者を、上記企業の要件の (ア) 及び (イ) の参加資格を満たす構成企業と 3 か月以上の雇用関係を有する総括責任者として 1 名以上専任 (ただし、ポンプ設備の責任者、電気主任技術者、廃棄物処理施設技術者、長期更新計画策定の技術者、エネルギー管理員、水質検査の従事者、その他必要となる有資格者との兼務を認める。) で配置できること。
  - ア) 上下水道部門 (選択科目を「上水道及び工業用水道」とする。) 又は総合技術監理部門 (選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」とする。) の技術士資格を有する者であること。
  - イ) 水道浄水施設管理技士 1 級若しくは 2 級資格者であること。
- (イ) 水道事業等、工業用水道事業若しくは下水道事業における高圧かつ巻線型の電動機を有するポンプ場、又はポンプ設備を有する上水道施設、工業用水道施設若しくは下水道施設における高圧かつ巻線型の電動機の運転・維持管理の実務経験 3 年以上の者を、上記企業の要件の (ア) 及び (ウ) の参加資格を満たす構成企業と 3 か月以上の雇用関係を有するポンプ設備の責任者として 1 名以上配置できること。

④ 運転・維持管理業務のうち長期更新計画策定を行う者の要件

ア 企業の要件

- (ア) 静岡県の建設関連業務委託に係る入札参加資格名簿において、「土木関係建設コンサルタント（上水道及び工業用水、下水道）」及び「建築関係建設コンサルタント」の入札参加資格を有する者であること。なお、本業務を行う構成企業のうちいずれか1者が満たせば良いものとする。
- (イ) 官公庁等が発注する水道事業等又は工業用水道事業における更新計画策定業務（長寿命化計画、アセットマネジメント計画を含む。）を元請として担った実績があること。実績は平成20年度以降に策定完了したものに限る。本業務を行う構成企業のうち上記企業の要件の（ア）を満たすいずれか1者が満たせば良いものとする。

イ 個人の要件

- (ア) 上記企業の要件の（ア）～（イ）の参加資格要件を満たす構成企業と3か月以上の雇用関係を有し、上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とする。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」とする。）の資格を有する技術士を配置できること。運転・維持管理事業者が提案書類において長期更新計画策定開始予定日として提案した日から、県による長期更新計画の承認日までを最低限の配置所要期間とする。

(4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書等及び参加資格確認書類の提出期限日とする。

なお、参加資格確認基準日の翌日から県による落札者の選定日までの間に、入札参加者が参加資格を満たさなくなったと認められる場合、県はその時点で当該入札参加者を審査の対象としない。

(5) その他

県の入札参加資格について複数の機関（本社・支店等）で認定を受けている場合には認定機関にて参加資格申請を行い、当該機関にて県との契約締結を行うことに留意すること（契約締結事務について、参加資格申請を行った以外の機関への委任は認めない。）

2. 提出書類の取り扱い

(1) 著作権

提出書類の著作権は、原則として入札参加者に帰属する。ただし、県は、入札参加者と協議の上、広報活動等に必要範囲において、無償で使用できるものとする。

なお、落札者の提出書類の著作権は、事業契約の締結により県に使用許諾が付与されるものとする。

(2) 特許権等

入札参加者が提出書類において、第三者が有する特許権等の権利を使用したことによって生じる責任は、入札参加者が負うものとする。

(3) その他

提出書類は返却しない。

落札者決定後、落札者とならなかった入札参加者の提出書類について、県は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合がある。県は、公開範囲について原則として当該入札参加者との間で協議を行う。

#### IV. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

##### 1. 落札者の選定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、総合評価一般競争入札方式により行う。IV. 3. (1)に示す「ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）事業者選定委員会」において、「落札者決定基準」に示す審査基準に基づき、入札参加者から提出された提案書類を審査し落札者を選定する。

また、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象事業であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

##### 2. 落札者の選定スケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、次を予定している。

時期（予定）	内容
令和6年（2024年） 2月5日（月）	入札公告書類に関する質問又は意見の締切（参加資格確認関連）
令和6年（2024年） 2月13日（火）	入札公告書類に関する質問又は意見の締切（参加資格確認関連以外）
令和6年（2024年） 2月16日（金）	入札公告書類に関する質問又は意見に対する回答の公表（参加資格確認関連）
令和6年（2024年） 3月8日（金）	入札公告書類に関する質問又は意見に対する回答の公表（参加資格確認関連以外）
令和6年（2024年） 3月11日（月）	参加表明書等及び参加資格確認書類の受付期限
令和6年（2024年） 3月中旬	参加資格確認結果の通知
令和6年（2024年） 3月28日（木）	技術対話（第1回）の実施、場所は静岡県東部事務所
令和6年（2024年） 4月8日（月）～19日（金）	現地調査
令和6年（2024年） 4月24日（水）	技術対話（第2回）の実施、場所は静岡県東部事務所
令和6年（2024年） 5月15日（水）	技術対話（予備会）の実施、場所は静岡県東部事務所
令和6年（2024年） 6月28日（金）	提案書類（参加表明書等を除く。）の提出期限

時期（予定）	内容
令和6年8月上旬	落札者の選定
令和6年8月下旬	事業契約の締結
令和6年8月下旬	本事業開始
令和13年3月31日	本事業終了

### 3. 審査及び選定手続

#### (1) ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）事業者選定委員会の設置

落札者の決定に当たり、県は、P F I 法第 11 条に準拠して客観的な評価を行うために、以下の有識者等からなる「ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。なお、県所属の委員は人事異動等により変更する場合もある。

選定委員会の議事内容は非公開とし、入札参加者が、落札者の決定までに選定委員会の委員に対し、本事業に関連した接触を行った場合は失格とする。

（委員名簿）

氏名	所属・役職等
中村 俊一	東海大学名誉教授
山口 直也	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
樋口 徹	東京成徳大学経営学部教授
田中 伸弘	静岡県企業局長
沼野 克史	静岡県企業局参事
岩井 宏樹	静岡県企業局経営課長
遠藤 正	静岡県企業局東部事務所長

#### (2) 入札公告書類の公表以降における手続

##### ① 守秘義務対象資料の配付

守秘義務対象資料の配付を求める者は、守秘義務対象開示資料提供申込書（様式 1）を提出すること。ただし、本事業の検討に係るヒアリング調査申込時又は実施方針の公表時に秘密保持誓約書を提出した者については、守秘義務対象開示資料提供申込書のうち、守秘義務に関する誓約書の提出は不要とする。

##### ア 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。また、郵送の場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者に



よる信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）とする。

イ 提出先

静岡県企業局経営課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

② 入札公告書類に関する質問又は意見の受付及び回答の公表

ア 受付期間

(ア) 参加資格確認に関連する事項

令和 6 年（2024 年）1 月 19 日（金）から令和 6 年（2024 年）2 月 5 日（月）  
午後 5 時（必着）まで

(イ) 参加資格確認関連以外

令和 6 年（2024 年）1 月 19 日（金）から令和 6 年（2024 年）2 月 13 日（火）  
午後 5 時（必着）まで

イ 提出方法

入札公告書類に関する質問又は意見がある者は、その内容を簡潔にまとめ、「様式集及び提出書類作成要領」における質問・意見書にそれぞれ記入し、質問・意見書を添付ファイルとし、電子メールにより送信（送信後には必ず電話で着信を確認）すること。

ウ 提出先

静岡県企業局経営課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

電話番号：054-221-2161 FAX：054-251-5381

E-mail：kigyou\_keiei@pref.shizuoka.lg.jp

エ 回答方法

県は、質問・意見及びその回答を以下の URL の県のホームページで公開する（質問・意見は、質問・意見者名を伏せた上で要旨を掲載する予定だが、その内容は基本的に公開されるため、その点を承知した上で質問・意見を行うこと。）。

(回答内容を掲載した県のホームページのURL)

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/suido/kogyoyosui/1040824/1040831/1053488/index.html>

なお、以下「県のホームページ」とある場合は、このURLを指す。

オ 回答予定日

(ア) 参加資格確認に関連する事項

令和6年(2024年)2月16日(金)

(イ) 参加資格確認関連以外

令和6年(2024年)3月8日(金)

③ 参加資格確認に関する手続

ア 参加表明書等及び参加資格確認書類の受付

入札参加者は、「様式集及び提出書類作成要領」で定める参加表明書等及び参加資格確認書類を提出し、県の参加資格確認を受けること。

イ 提出期限及び提出先

(ア) 提出期限

令和6年(2024年)3月11日(月)午後5時(必着)

(イ) 提出方法

上記①アに同じ

(ウ) 提出先

静岡県企業局東部事務所総務課

〒421-3306 富士市中之郷2100番地

※入札公告書類実施方針等に関する質問又は意見等の提出先と異なるので留意すること。

ウ 参加資格確認結果の通知

県は、令和6年(2024年)3月中旬において、参加表明を行った入札参加者に対し参加資格確認の結果を個別に通知する。なお、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

また、参加資格がないと認められた入札参加者は参加資格確認の結果通知後1週間以内に県に対して説明を申し立てることができる。説明の請求方法等の詳細は、参加資格確認結果とともに個別に通知する。

#### ④ 現地調査

参加資格確認の通過者を対象に、現地調査の機会を設ける。なお、現地調査の開催日は、令和6年（2024年）4月8日（月）から4月19日（金）の期間内に、参加資格確認の通過者ごとに最大3日間の実施を予定している（実施日は原則として県が指定する）。なお、当該3日間で不十分である場合には技術対話において、日数追加の可否について調整するものとする。

詳細は参加資格結果とともに個別に通知する。

#### ⑤ 技術対話

県は、入札参加者が本事業に係る要求水準等の解釈や技術提案条件についての理解を深めることを目的として、参加資格確認後から提案書類（参加表明書等を除く。）の提出までの間に、技術対話への参加を希望する参加資格確認の通過者との間で技術対話を行う。また、新ポンプ場等の設計・施工業務に関して、近隣の関係者等との協議経緯や連絡管との接続に関する留意事項等についても、県より説明を行う予定である。

技術対話は、前述の落札者選定スケジュールのとおり、複数回実施することを予定しているが、その詳細は、参加資格確認の通過者に対して個別に通知する。ただし、各回の技術対話の10営業日程度前を期限とし、「様式集及び提出書類作成要領」に定める「技術対話参加者リスト」「技術対話に係る事前質問書」等の書面の提出を求めらるることにあらかじめ留意すること。

#### ⑥ 提案書類（参加表明書等を除く。）の提出及び審査等

参加資格確認の通過者は、提案書類（参加表明書等を除く。）を入札公告書類の定めるところにより、県に提出することができる。

##### ア 提出期限及び提出先

###### （ア） 提出期限

令和6年（2024年）6月28日（金）午後5時（必着）

###### （イ） 提出方法

上記①アに同じ。なお、提案書類（参加表明書等を除く。）提出後の追加の提案書類の提出及び提出した提案書類の修正は、県が必要と認める場合を除き、原則認めない。

###### （ウ） 提出先

上記③イ（ウ）に同じ

#### イ プレゼンテーション等の実施

県は、提案書類を提出した者を対象に、選定委員会を通じて提案内容のプレゼンテーション及び提案書類に対するヒアリング（以下、「プレゼンテーション等」という。）を行う。プレゼンテーション等の詳細（日にち、会場、参加可能人数、プレゼンテーション資料・映像・模型の使用可否等）は、参加資格確認の通過者に対し、プレゼンテーション等の実施日の3か月前を目途に個別に通知する。ただし、時間については提案書類の提出者に対し、提案書類（参加表明書等を除く。）の提出期限以降に個別に通知する。

#### ウ 入札・開札

県は、プレゼンテーション等の実施日に、開札を行う。

県は、入札参加者又はその代理人の立会の上、入札参加者が入札書に記載した入札価格が、県の設定する予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超えている場合、その入札参加者は失格とする。

県は、入札参加者から提案された入札価格について、入札公告書類に示した前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかについて確認を行う。県が支払うサービス対価の算出方法に誤りがあることが明らかな場合は、内容を確認のうえ、失格か否かの判断を行う。

なお、全ての入札参加者が予定価格の超過やサービス対価の算出方法の誤りにより失格となった場合、再度の入札（2回目の入札）を行い、その結果、落札者がいない場合において、最も低い入札価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下であるときは随意契約に移行する。この場合、再度の入札（2回目の入札）で有効な入札を行った者のうち、入札価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下で（2回目の入札価格が予定価格を5%以下で超過）で、技術審査点が最高評価値であった者から見積書を徴し、その見積価格が予定価格以下の場合には契約を締結するものとする。

開札日時・場所の詳細は個別に通知する。

#### エ 落札者の決定

県は、選定委員会の提案書の審査結果及び入札価格を基に最も評価点の高い者を落札者として決定し、提案書類を提出した全ての入札参加者に対し、審査の結果を個別に通知する。なお、選定委員会による審査結果及び落札者の選定結果の詳細（入札参加者の名称を含む。）については、落札者との事業契約の締結後に県のホームページにおいて公表する。全ての入札参加者が予定価格の超過やサービス対価の算出方法の誤りにより失格となり、県が随意契約により事業者と契約締結する場合も、審査結果及び契約を締結した事業者を公表する。

⑦ 落札者を決定しない場合

事業者の募集及び選定に関する一連の手續において、入札参加者がいない、又はいづれの入札参加者も本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、県が本事業を実施することが適当でないとして判断した場合には、県は、落札者を決定せず、募集手續の執行を中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。この場合、県は、速やかにその旨を県のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても入札参加の準備に要した費用は各入札参加者の負担とする。

なお、参加表明資格確認の通過者が1者の場合であっても、事業者の選定手續は継続し、落札者決定基準に従い審査を行い、落札者の有無を決定する。

⑧ 入札手續の中止等

県は、公正に入札手續を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が確保できないと認められる場合には、入札手續の執行を延期又は中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、県は、速やかにその旨を県のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても入札参加の準備に要した費用は各入札参加者の負担とする。

(3) 落札者決定後の手續

① 特別目的会社の設立等

落札者は、特別目的会社の設立を希望する場合には、事業契約の締結前までに設立しなければならない。

② 事業契約の締結

県と事業者は、基本契約、設計・施工請負契約、長期包括運営委託契約を締結する。

③ 誓約書の提出

工事請負事業者は設計・施工請負契約の締結時に「様式集及び提出書類作成要領」で定める労働関係法令等遵守の誓約書を、また、設計・施工請負契約に係る下請負者がある場合（契約途中で新たに発生した場合を含む。）には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項に定める施工体制台帳の写しの提出時に、下請負者から提出させた労働関係法令等遵守の誓約書の写しを提出しなければならない。

## V. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、業務遂行に重大な影響を及ぼす新たな法令上の義務、又は税制上の負担が生じる場合、事業契約の定めにより、県と事業者で協議を行うものとする。

### 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を事業者が受けることができるように可能な範囲で協力する。

### 3. その他の協力に関する事項

県は、事業者が本事業を実施するに当たり必要な許認可等について、必要に応じて事業者に協力するものとする。

## VI. その他

### 1. 使用言語、通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限る。

### 2. 入札参加に伴う費用の負担

本事業の入札参加に伴う費用は、いかなる場合であっても、入札参加者の負担とする。

### 3. 情報提供

本事業に関する情報提供は、県のホームページを通じて適宜行う。

## VII. Summary

(1) Nature of Services Required:

- Design, build, operation and maintenance of the Pumping Station and Comprehensive management of the Water Purification Plants etc., Public Enterprise Bureau, Shizuoka Prefectural Government

(2) Submission Deadline:

Mail submissions must be received by 5:00 p.m. on 28th, June, 2024.

In-person bidding will take place in August, 2024.

(3) Contact:

Management Division, Public Enterprise Bureau, Shizuoka Prefectural Government  
9-6 Outemachi, Aoi Ward, Shizuoka City, Shizuoka Prefecture, Japan  
Phone: 054-221-2161(domestic) 81-54-221-2161 (international)



別紙1 本事業対象施設等

1. 設計・施工業務の対象施設

(1) 新ポンプ場

- ① 原水槽
- ② ポンプ棟
- ③ 場内配管、場外配管
- ④ 機械設備（導水ポンプ、流入流量調整弁等）
- ⑤ 電気設備（受変電設備、自家発電設備、特殊電源設備等）
- ⑥ 雨水調整池
- ⑦ 水路（切り回し）
- ⑧ その他（門柵塀、場内舗装、雨水排水、給排水設備等）
- ⑨ 太陽光発電設備

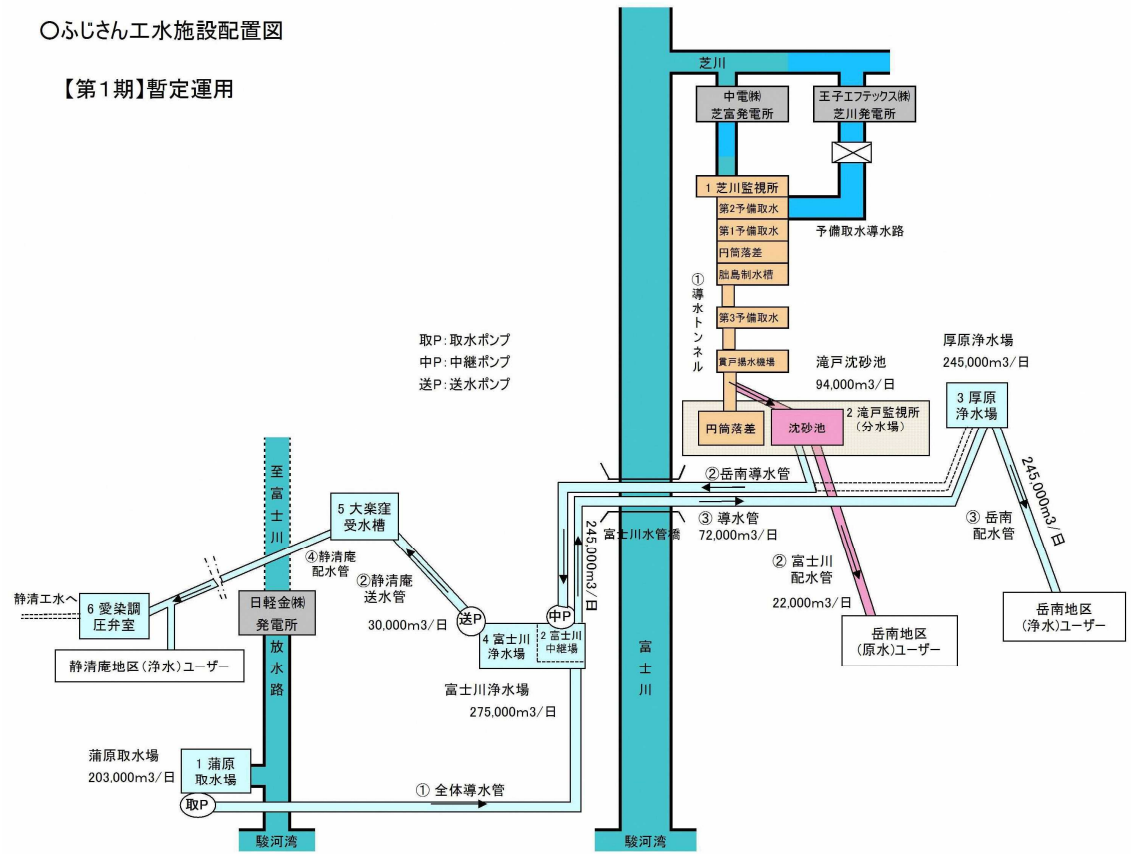
(2) 既設導水管を接続する連絡管

- ① 既設導水管（滝戸線）と既設岳南導水管との連絡管
- ② 富士川浄水場内の連絡管

## 2. 運転・維持管理業務の対象施設

【第1期:令和7年4月1日から新ポンプ場の運用開始予定日前日の令和11年3月31日】

図：施設配置フロー図（第1期）



表：運転・維持管理業務の対象施設（第1期）

施設	所有者	管理者	運転・維持管理対象
0 芝富発電所	中部電力	中部電力	-
0 芝川発電所	王子エフテックス	王子エフテックス	-
①導水路	中部電力	中部電力	-
1 芝川監視所	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
第2予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
第1予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
円筒落差	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-
舩島制水槽	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
導水トンネル	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-
第3予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
貫戸揚水機場	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
2 滝戸監視所（分水場）	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
円筒落差	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-
沈砂池	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
③導水管 → 富士川浄水場（中継ポンプ場）	静岡県企業局	静岡県企業局	-
②配水管	静岡県企業局	静岡県企業局	-
岳南地区（原水）ユーザー			
水管橋（各所）	静岡県企業局	静岡県企業局	-
流量計	静岡県企業局	静岡県企業局	○
管路電気防食設備	静岡県企業局	静岡県企業局	○

※静岡県富士川用水共用施設運営管理協定書に基づく施設の取り扱い

名称	所有者	管理者	運転・維持管理対象
<b>【共用施設】</b>			
第2予備取水施設	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
第1予備取水施設	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
制水槽施設	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
水路施設	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	—
サイフォン施設	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	—
円筒落差施設	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	—
放水路施設	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
第3予備取水施設	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	—
監視所施設			
芝川監視所	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
滝戸監視所	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
貫戸揚水機施設	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
<b>【土地改良施設】</b>			
上中下堀分水施設	富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○ 操作のみ
中堀分水施設	富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○ 操作のみ
下堀分水施設	富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○ 操作のみ
下堀連絡用水路施設	富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	—

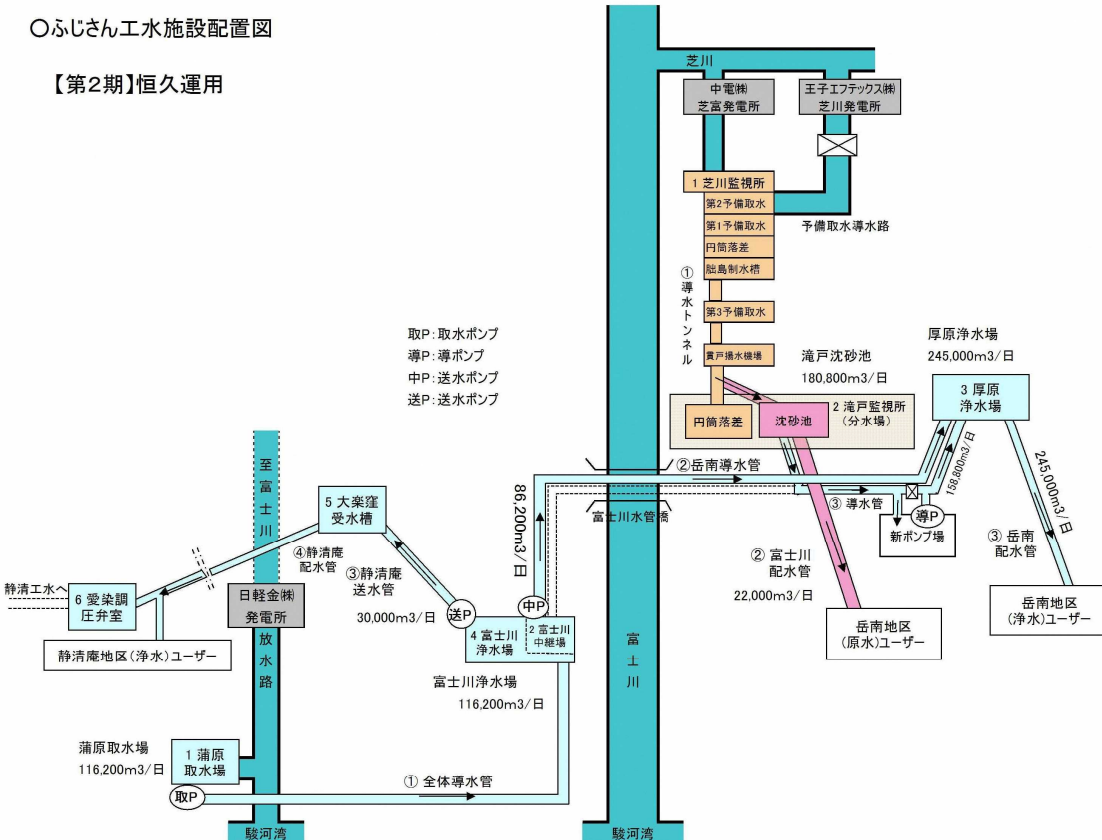
施設	所有者	管理者	運転・維持 管理対象
0 日軽金発電所	日本軽金属	日本軽金属	-
0 取水口	静岡県企業局	静岡県企業局	○
1 蒲原取水場	静岡県企業局	静岡県企業局	○
取水ポンプ	静岡県企業局	静岡県企業局	○
①導水管	静岡県企業局	静岡県企業局	-
4 富士川浄水場	静岡県企業局	静岡県企業局	○
送水ポンプ	静岡県企業局	静岡県企業局	○
2 富士川中継場	静岡県企業局	静岡県企業局	○
中継ポンプ	静岡県企業局	静岡県企業局	○
→ 厚原浄水場 ②導水管	静岡県企業局	静岡県企業局	-
③送水管	静岡県企業局	静岡県企業局	-
5 大楽窪受水槽	静岡県企業局	静岡県企業局	○
④配水管	静岡県企業局	静岡県企業局	-
静岡庵地区（浄水）ユーザー			
6 愛染調圧弁室	静岡県企業局	静岡県企業局	○
静岡庵地区（浄水）ユーザー			
3 厚原浄水場	静岡県企業局	静岡県企業局	○
③配水管	静岡県企業局	静岡県企業局	-
岳南地区（浄水）ユーザー			
水管橋（各所）	静岡県企業局	静岡県企業局	-
流量計	静岡県企業局	静岡県企業局	○
管路電気防食設備	静岡県企業局	静岡県企業局	○

表：施設の所在地

施設名称	所在地	備考
芝川監視所	〒419-0316 富士宮市羽鮒 1402-1	
貫戸揚水機場	〒419-0901 富士市岩本字一ツ沢 1668	
滝戸監視所（分水場）	〒416-0901 富士市岩本 489	
蒲原取水場	〒421-3203 静岡市清水区蒲原 632-1	
富士川浄水場 （中継場）	〒421-3306 富士市中之郷 2100	浄水方式：沈砂＋凝集＋沈殿 排水方式：天日乾燥床方式 給水能力：117,500m <sup>3</sup> /日 （静岡庵地区）
厚原浄水場	〒419-0201 富士市厚原 1111	浄水方式：沈砂＋凝集＋沈殿 排水方式：機械脱水方式 給水能力：675,600m <sup>3</sup> /日
大楽窪受水槽	〒421-3306 富士市中之郷地内	構造：R C 有効容量：7,000m <sup>3</sup>
愛染調圧弁室	〒424-0037 静岡市清水区袖師町 地内	

【第2期:新ポンプ場の運用開始予定日である令和11年4月1日から令和13年3月31日】

図：施設配置フロー図（第2期）



表：運転・維持管理業務の対象施設（第2期）

施設	所有者	管理者	運転・維持管理対象
0 芝富発電所	中部電力	中部電力	-
0 芝川発電所	王子エフテックス	王子エフテックス	-
①導水路	中部電力	中部電力	-
1 芝川監視所	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
第2予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
第1予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
①導水トンネル	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-
円筒落差	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-
舩島制水槽	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
導水トンネル	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-
第3予備取水	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
貫戸揚水機場	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
2 滝戸監視所（分水場）	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
円筒落差	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	-
沈砂池	静岡県企業局、富士山南麓土地改良区（富士市農政課）	静岡県企業局	○
③導水管	静岡県企業局	静岡県企業局	-
新ポンプ場	静岡県企業局	静岡県企業局	○
導水ポンプ	静岡県企業局	静岡県企業局	○
→ 厚原浄水場			
②配水管	静岡県企業局	静岡県企業局	-
岳南地区（原水）ユーザー			
水管橋（各所）	静岡県企業局	静岡県企業局	-
流量計	静岡県企業局	静岡県企業局	○
管路電気防食設備	静岡県企業局	静岡県企業局	○